

○愛知県道路公社建設工事等検査要領

制 定 昭和62年 3月13日

最終改正 令和 8年 5月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県道路公社の発注する工事等に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の当該番号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設工事、測量・調査・設計・監理（以下「委託業務」という。）及び草刈工事・保守点検業務・清掃業務等（以下「施設維持管理等業務」という。）をいう。
- (2) 契約者 建設工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事（以下「工事」という。）にあつては請負者を、委託業務及び施設維持管理等業務のうち草刈工事以外（以下「業務」という。）にあつては受注者を表し、愛知県道路公社と契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 完成検査は、次の場合に行うものとする。
 - ア 工事が完成したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完成したとき。
- (2) 完了検査 完了検査は次の場合に行うものとする。
 - ア 業務が完了したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る業務が完了したとき。
- (3) 既済部分検査 既済部分検査は、次の場合に工事等の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
 - イ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。
 - ウ 工事等の施行を中止しようとするとき。
 - エ 契約を解除しようとするとき。
- (4) 中間検査 中間検査は、工事の適正な技術的施工を確保するために行うものとする。
- (5) 再検査 再検査は、第14条の規定による補修又は改造が完了したときに行うものとする。

(工事等の検査)

第4条 工事等の検査は、理事長が行うものとする。

(検査員の任命)

第5条 検査員は、理事長が任命するものとする。

2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。

3 検査員の任命の時期は、次のとおりとする。

(1) 完成検査、完了検査

ア 工事にあつては、完成通知書又は指定部分完成通知書の提出があつたとき。

イ 業務にあつては、完了通知書又は指定部分完了通知書の提出があつたとき。

(2) 既済部分検査

ア 部分払の場合にあつては、既済部分検査の申し出があつたとき。

イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

ウ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。

エ 工事等中止の場合にあつては、工事等の施行を中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査

理事長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

(4) 再検査

第15条の規定により(1)完成及び完了検査を行った検査員とする。

(検査の時期)

第6条 完成検査は、工事の請負契約にあつては完成通知書を受理した日から14日以内、その他の契約にあつては完了通知書を受理した日から10日以内に行わなければならない。

2 既済部分検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

3 前2項以外の検査は、必要なとき行うものとする。

(検査の基準等)

第7条 工事の検査は、愛知県が定める「土木工事検査基準」に基づき行うものとする。なお、この場合「愛知県」を「愛知県道路公社」と読み替えるものとする。

(検査の準備)

第8条 理事長は、次の各号について措置するものとする。

(1) 監督員及び契約者に対する検査実施の通知。

(2) 監督員及び契約者に対する測定器具・用具及び関係資料の整備並びに準備の指示。

(3) その他必要と認める事項。

(検査の立会)

第9条 工事における検査は、監督員及び当該工事の契約者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。

2 委託業務における検査は、監督員及び当該委託業務の契約者又は管理技術者等の立会のもとに行うものとする。

3 検査にあつては、理事長の指名した職員も立会うことができるものとする。

(検査の実施)

- 第10条 工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質性能、その他必要な事項について確認するものとする。
- 2 業務の検査は、契約書、設計図書及びその他関係図書等に基づき、成果品、その他必要な事項について確認するものとする。
 - 3 検査員は、完成及び完了検査の結果、その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をするものとする。

(完成及び完了検査の報告)

- 第11条 検査員は、完成及び完了検査を行ったときは、検査調書(様式第1(その1~4))及び工事にあつては建設工事検査記録(様式第5)を作成し、理事長に提出するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、該当する検査調書に修補調書(様式第2)を添えて提出するものとする。

(既済部分検査の報告及び通知)

- 第12条 検査員は、既済部分検査を行ったときは、既済部分検査調書(様式第4(その1))を作成し、出来形調書(様式第4(その1別紙(建築))又は同(その2別紙(土木)))を添えて、理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の調書を受理したときは、既済部分検査結果通知書(様式第4(その2))により契約者に通知するものとする。

(中間検査の報告)

- 第13条 検査員は、中間検査を行ったときは建設工事検査記録(様式第5)を作成し、理事長に提出するものとする。

(修補の命令)

- 第14条 理事長は、検査員から修補調書を受理したときは、修補指示書(様式第8)により契約者に修補を命じるものとする。
- 2 検査員は、修補を要する部分の内容が軽易であると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、検査の際に修補指示書を契約者に交付することができるものとする。この場合においては、その旨を修補調書に記載し、指示書の写しにより理事長に通知するものとする。

(修補の確認)

- 第15条 完成及び完了検査を行った検査員は、修補の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽易な場合には、実施状況に関する各種の記録及び工事等写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。
- 2 前項の検査は、第5条から第11条まで及び第14条に準じて行うものとする。
 - 3 検査員は、修補に係る検査を完了したときは速やかに理事長に修補完了検査調書(様式第9)を提出するものとする。

(臨機の措置)

第16条 検査員は、検査にあたり、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに、理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事等成績の評定)

第17条 工事が完成したときは、その成績について別に定める愛知県道路公社建設工事成績評定要領により評定するものとする。

2 委託業務が完了したときは、その成績について別に定める愛知県道路公社委託業務成績評定要領により評定するものとする。

(完成及び完了検査結果の通知)

第18条 理事長は、検査の結果及び建設工事は工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は成果品の引渡しの時期を検査合格通知書(様式第10(その1)(その2))により契約者に通知するものとする。

2 理事長は、指定部分完成検査又は指定部分完了検査の結果及び建設工事は指定部分に係る工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は指定部分に係る成果品の引渡しの時期を指定部分完成検査合格通知書(様式第10(その3))又は指定部分完了検査合格通知書(様式第10(その4))により契約者に通知するものとする。

(提出書類様式)

第19条 提出書類の様式については、愛知県建設局「建設工事等検査要領」に準ずるものとする。なお、この場合「愛知県」を「愛知県道路公社」と、「知事」および「建設局長」を「理事長」と、「建設事務所・課」及び「事務所」を「課」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。